



一足早い春の訪れを告げる、河津川沿いの河津桜 (写真提供 静岡県河津町観光協会)

所在不明高齢者問題の調査を昨年八月から実施してきた厚労省は二月四日、「昨年夏に把握した所在不明高齢者事案に関するその後の状況」を公表した。各種調査のその後の状況は次のとおり。

①二〇歳以上の年金受給者の緊急安否確認 対象者五九人のうち、所在不明だった一人に強制力のある訪問調査を行い、一昨年二月支払いから差止めた(③と重複)。

②八五歳以上の現況届を提出した年金受給者に係るサンプル調査 対象者七七〇人のうち、健在の確認ができなかった二二人に強制力のある訪問調査を行い、二二人の健在を確認した。健在が確認できない一人については、一二月支払いから年金を差止めた。

③市区町村が確認している主として一〇〇歳以上の所在不明高齢者への対応 市区

町村から所在不明情報の提供があった二七一人のうち、年金が支給されていた二五人について現況申告書の送付や強制力のある訪問調査を行い、二人の健在を確認し、健在が確認できない二三人について、昨年一〇月または一二月支払いから年金を差止めた。なお、「健在」との回答があった二九人については、訪問調査を実施中または実施する予定だ。

また、厚労省は同日、「所在不明高齢者に係る二月定期支払いでの年金の差止めについて」において死亡、消息不明と回答のあった五七二人(年金の死亡届による通常の失権処理や支払いの差止処理が行われている人等を除いた所在不明五〇七人、死亡六五人)の年金を差止めることを発表した。調査は後期高齢者医療を一年間利用していなかった七六歳以上の年金受給者約三四万人を対象に現況申告書を

送付し、実施。

現況申告書の回答状況は、提出者三二〇、七四一人(未提出者一五、六八〇人、未送達者四八九一人)のうち、年金受給者本人は既に死亡との回答があったのは二、二七人(うち二、〇五八人については、別途、年金の死亡届等による通常の失権処理や支払いの差止処理が行われている)。そのうち年金受給者本人の消息を知らない・本人と連絡が取れないとの回答があったのは、五三六人だった。

二月定期支払いでの年金の差止め対象者以外についても、今後健在が確認できない人は差止め等の対応を行う予定だ。

運用3号の取扱い
政府「廃止」も視野に

運用三号の取扱いについて、政府は廃止も視野に、新たな第三号被保険者の救済策導入のための法改正をする方向で検討を始めている。総務省年金業務監

平成23年度の年金額

	平成22年度 (月額)	平成23年度 (月額)
国民年金 [老齢基礎年金(満額): 1人分]	66,008 円	65,741 円 (▲267 円)
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	232,592 円	231,648 円 (▲944 円)

視委員会が廃止を含む抜本見直しの意見を総務相に伝え、総務相が厚労相に是正勧告する予定だ。

厚労省が23年度の年金月額を訂正

二月九日、厚生労働省年金局は、一月二八日に発表した平成二三年度の年金額の端数処理を誤ったと訂正した。訂正後の年金額は表のとおり。

可能性をたくさん秘めたまち、多可町

平成17年11月1日、多可郡内3町(中町・加美町・八千代町)の合併により多可町が誕生しました。兵庫県の内陸部に位置し、周囲を中国山地(三國岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など)の山々に囲まれ、三國岳を源とする杉原川と笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、県下最長の加古川と合流する水と緑に恵まれた多自然居住の町です。

ここでは、先人が守り育んできた旧町の地域特性「日本一の酒米『山田錦』発祥のまち」、「日本一の手すき和紙『杉原紙』のまち」、「敬老の日」発祥のまち」などのさまざまな魅力と可能性を活かし、それを町の風土とし、「天高く元氣ひろがる 美しいまち多可」の実現に向け、「私たちのまちはみんなで創る」という基本姿勢でまちづくりを進めています。

また、多可町と西脇市の県内同士では県下初となる「北はりま定住自立圏形成協定」を締結したことにより、まちの個性や強みを活かしたまちづくりを目指しています。所要時間は新幹線新神戸駅まで70分、姫路駅まで60分、大阪空港まで70分と比較的都市部に近く、都市農村交流施策の展開にあたっては最適地です。ぜひ一度、多可町へお越しください。



「敬老の日」提唱の地」を示す、高さ約2mの石碑

Topics

所在不明高齢者の年金支給を差止め

死亡、消息不明の572人

年金広報

2011. 3. 5 March

Vol. 622

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890 円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

3 市区町村の声

兵庫県多可郡多可町 戸田善規町長

斬新な政策が次々実施される多可町は、特性ある町同士の合併によってできた町。新たな魅力を形成する新町づくりとは。

4 頑張る！年金事務所

高崎年金事務所

今年を実行・実践していくための『攻めの年』と位置付ける高崎年金事務所を訪ねた。

5 特集

全国社会保険労務士会連合会の「年金マスター研修」はじまる

実務でより高度な年金相談を担う社会保険労務士を育成するための研修が開始されている。

6 「障害年金の改善について」

「若年者納付猶予制度と学生納付特例制度」

会員のみなさま、年金委員のみなさま、実務者のみなさまのお役に立つ情報を掲載します。

インターネットでいつでも確認できる

「ねんきんネット」サービスが はじまりました

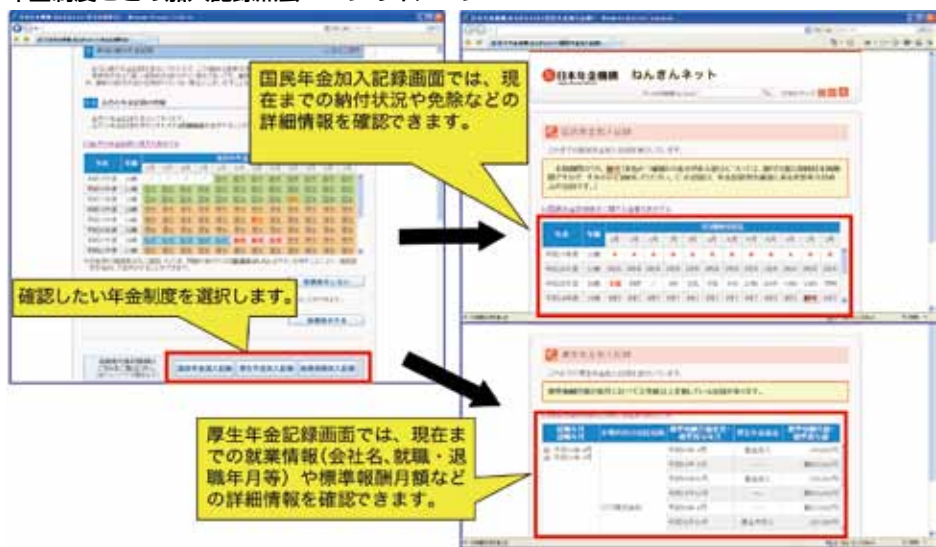
ログイン後トップページのイメージ



各月の年金記録情報ページのイメージ



年金制度ごとの加入記録照会ページのイメージ



毎月更新される年金情報を、二四時間いつでも何度でも無料で確認できる「ねんきんネット」。年金の加入記録や未納時期などの確認や画面の指示に従って「私の履歴整理表」が作成できる。年金への信頼を回復する一助となり得るか。

「ねんきんネット」は、インターネットで年金の加入記録・未納期間などの新しい年金記録を確認できるサービスとして、日本年金機構が二月二八日より機構ホームページで実施している。年金記録は四月から毎月更新され、加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金の標準報酬月額などを確認することが可能だ。

サービスの主なポイントは、①いつでも最新の年金記録が確認できる②記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になる③自分で作成する「私の履歴整理表」で、記録確認が容易になる、など。今秋にはサービスを拡大し、在職や退職、年金の繰上げや繰下げの条件で年金見込額を試算できるようにするほか、保険料納付額の確認や国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合結果が不一致、かつ記録の持ち主が死亡している場合、未支給年金等の請求で遺族が検索することにも可能となる。平成二十四年度以降はねんきん定期便等の情報をインターネットで知らせるサービスなども検討している。

インターネットで知らせるサービスなども検討している。

サービスを利用する場合はユーザーIDが必要で、インターネットで利用申込み後、約五日程度でIDとパスワードが発行される。四月以降に送られてくるねんきん定期便に記載されたアクセスキーを入力すると、IDとパスワードが即時発行される。インターネット利用が困難な人には本人確認を行ったうえで、年金事務所や市区町村、郵便局で操作を代行して、年金記録の確認サービスを実施する。現在、約五百市区町村が「協力する」と回答しており、このうち二四五市区町村と二〇四万所の郵便局で二月末から利用が可能だ。

セキュリティ対策は、別人によるなりすましやIDの不正取得などのリスクを想定し、アクセスキーと基礎年金番号を同時に送付しない等の対策を講じている。

年金記録の確認サービスを受けるには次の書類が必要だ

- 本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きでない場合は二種類以上の証明書が必要）
- 基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳・年金証書等）

問い合わせ先
ねんきんダイヤル
(平日と第二土曜)
〇五七〇・〇五一・一六五

「年金図書」平成23年度改訂のご案内



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。
＜平成23年5月発刊予定＞



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。
＜平成23年5月発刊予定＞



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。
＜平成23年6月発刊予定＞



年金相談Q&A (平成23年度版)
現場力を高める!!
Vol.1 老齢年金加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。
＜平成23年5月発刊予定＞



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 社会保険研究所
東京 ☎ (03) 3252-7901 関西 ☎ (06) 6765-7836
中部 ☎ (052) 951-0261 中国 ☎ (082) 223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>
※平成23年発刊予定図書の表紙は前年度版です。

よしのり

兵庫県多可郡多可町

戸田 善規 町長



旧町の「日本一」を活かし 「多」くの「可」能性を持つ「町」に

今回取り上げるのは、先月号で年金教育への熱心な取り組みを紹介した兵庫県多可町（人口約二万四〇〇〇人）。二〇〇五年一月に三町合併により誕生した町だが、特性のある旧町同士の合併だけに多可町としての一体感をどう形成するかが課題だ。しかし、戸田善規町長のもと、数々の斬新な政策が行なわれ、新町としての新たな魅力を形成しつつある。

「心の合併」をめざす

JR姫路駅から車で約七〇分。山あいの道を抜けてようやく到着した多可町は、立派なイベントホールやスーパ―もあり、意外にも開けた印象の町だ。「都心の人からは『中途半端な田舎』とよく言われ、特徴がない町に見えるようです。でも本当は、豊富な地域資源に恵まれた町なんです」と戸田善規町長は胸を張る。

多可町は多可郡の中町、加美町、八千代町の三町が合併し誕生した町だが、もともと旧町は

それぞれに「日本一」と称されるものを有していた。まず旧中町は、日本一の酒米「山田錦」の発祥の地。毎年一〇月一日は歌手の加藤登紀子さんを招き、「日本酒の日コンサート」を催すのが長年の慣わしだ。一方、旧加美町は、一三〇〇年の歴史を誇る手漉き和紙「杉原紙」発祥の地。二〇〇二年からは「宮中歌会始」の専用紙として採用され、住民各戸の庭では杉原紙の原料である楮（こうぞ）の木を二株ずつ栽培する「二戸二株運動」が盛んだ。

そして、八千代町は「敬老の日」発祥の地。一九四七年に当時の野間谷村（旧八千代町）の門脇政夫村長が九月一五日を「敬老の日」と定め、それが一九六六年に国民の祝日として採用されたのだ。



だが、各町に特性があるからこそ、自分の町への誇りもそれぞれ強く、合併までのプロセスは平坦ではなかった。「合併した現在も、新町として一体感が醸成されるまでには至っていません（町長）。

「年金で損はさせない」相談・情報提供に細かく対応

そこで力を入れているのが、情報の発信と共有化だという。防災無線の全町敷設に着手したほか、光ケーブルテレビ（CATV）網を民設民営の形で全町に敷いた。CATVでは町制作番組や議会中継、さらには入学式や成人式など身近な話題を取り上げ、「知り合いが映っているのを見ると親近感が湧く」と好評だ。「心の合併」に大いに役立っている。



杉原紙の原木である楮の白皮を杉原川に一晚浸しておき、雪や冷たい水にさらして白くする「川さらし」

ちなみにこのCATV、民設民営にもかかわらず、合併特例債の活用が初めて認められた例としても注目されている。総務省に町長が直接掛け合い、実現した。公設公営の場合と違い、経費が大幅に抑えられたという。

また、二〇一〇年度からは、町政をPRする「まちの官房長官」を配置した。この会見の様子もCATVで報じられ、住民にはすっかりおなじみだ。

マニフェスト大賞で優秀賞

昨年一月、自治体の首長らの政策提言を表彰する「第五回マニフェスト大賞」（主催：マニフェスト大賞実行委員会）の優秀賞に、戸田町長のマニフェ

多可町 Data Box

【人口】（平成23年1月1日現在）			
総人口	23,754人		
0～14歳	3,196人	13.45%	
15～64歳	13,916人	58.58%	
65歳以上	6,642人	27.96%	

【年金被保険者数】（平成22年11月末現在）			
第1号被保険者	3,358人		
第2号被保険者	3,385人		
第3号被保険者	1,319人		

【年金受給者数】（平成21年度末）			
国民年金	6,824人		
厚生年金	6,414人		

【年金受給額】（平成22年3月末現在）			
総額	8,468,532,500円		

（資料 多可町、加古川年金事務所）

※第2号被保険者数は平成22年12月末現在。

ストが選ばれた。二〇〇九年の町長選の際、町長が住民と話し合う「ふれあいトーク」で得た声をもとに作成したもので、内容は、町長の給与・賞与の二〇％カット、役場の窓口業務の日曜日開庁、多可町内での住宅取得の支援（新築・中古購入への助成）など七分野二八項目からなる。

TAKAブランドで誇りを一つに

「多可町」という名前への愛着と知名度を高めることも課題。その一環として、「TAKAブランド」の商品も共同開発しており、昨年九月には敬老の日に合わせて、肩たたき棒「多可のいやし坊」を発表した。多可町は面積の八割が山林。そこで切り出したヒノキの角材を、地元

の播州織で包んだのがこの商品で、ヒノキの香りがするタイプと、町で採れるラベンダーの香りを付けたタイプとがある。「東京などで会合があるたびにPRしている」と、町長は自らトップセールスマン役を買っている。「地元の歴史や自然条件を利用した『風土産業』は、生産コストを抑えるのはもちろん、郷土の誇りにもなり、人口減少下の地方を元気にする」というのが町長の考えた。

「旧町の特性を新町の財産に昇華させれば、多可町はその名のおおりに、『多』くの『可』能性を持つ『町』になる。高齢化が進んでも、むしろ『高齢化率が高いのに元気な町』のモデルにもなり得ると考えています（町長）。



日本一の酒造好適米「山田錦」の発祥地でもある



年金事務所

昨年 は新組織の基盤構築の年、 今年は 実行・実践の『攻めの年』

今回は、北関東・信越ブロック本部管内の群馬県の高崎年金事務所を訪問した。
新幹線で東京から約五〇分の高崎市は人口約三七万人。本年四月からは中核市に移行し、文化都市・行政都市といわれる県庁所在地の前橋市に対し、経済都市・商業都市の性格をもつという。

高崎年金事務所

高崎年金事務所は、橋詰政夫所長以下総勢六〇名の職員で、高崎、藤岡、富岡、安中の四市と三町二村を管轄する。

群馬県全体で年金事務所は五カ所。県全体で一九九万人の人口に対し、当事務所管内の人口はそのおよそ三分の一、六二万人となっている。

習うより慣れる 続けることが大切だ

橋詰氏は、長野県での採用以来、旧社会保険庁での長い実績を経て、機構発足時に高崎年金事務所長に就任した。

まず、職員の意識改革については「民営化に伴う意識改革には、最初はとまどいもありました。なにが民営化なのか、私自身、全部を分かっていないのが実情です。本部からの指示などを実行しながら何かを見つけたよつと懸命に頑張ってきましたが、一年経って、少しずつですが、雰囲気が変わってきたことも実



橋詰政夫所長

感できます。例えば、以前の職場では『お客様』という言葉を使ったことがありませんでした。それが、ここに来て、私も含め、その言葉が自然に口から出るようになりました。『習うより慣れる』で、最初は多少の違和感があっても毎日続けることが大切だと実感しています。

当事務所は、地理的な関係もあり、所属する北関東・信越ブロック内で最も年金相談の来訪者数の多い事務所の一つで、待ち時間の短縮が急務の課題になっている。『機構発足当時は平均で待ち時間が約一時間という有様でしたが、様々な努力の結果、徐々に短縮され、昨年の七月以降は平均三〇分を維持しています』。

相談人員の育成については、「鋭意努力してきましたが、限られた定員のなかで限界もあります。来年度に向けて、社会保険労務士による応援をいただけないか。現在折衝中なんです」といふ。

広域人事の長所

ところで、当事務所の厚年・健保の収納率はブロック内で常にトップクラスとなっている。その原因について、橋詰所

長は「第一に、長い時間をかけて、歴代の徴収課員の皆さんが築き上げてくれたものなのでしょう。経済的に事業主の皆様には、とても苦しい時代です。社会保険の重要性を認識して、くださる皆様には頭が下がる思いです」と語る。

さらに「これも、もし、一回崩してしまえば挽回に何年もかかってしまう、とても難しいものでなんです」と語り、橋詰所長は心を引き締める。

また、当事務所の出身者は、他の事務所に異動しても、経験を活かして活躍しているという話だ。「これは、広域人事の長所なんです」と語る。

出張相談については、以前は藤岡、富岡、安中の三市で行っていたそうだが、当事務所の定員削減のため、今は行えない状況になっている。再開を要望する三市からの声も高いため、橋詰所長は「なんとかならないものかと検討しているところだ」。

ところで、全国の年金事務所では、八時半からの開所前の一五分間、朝礼を実施している。当事務所では、毎週月曜日は所長が主宰する全員参加の朝礼、火曜から金曜日まで課ごとの朝礼となっている。

「これまで、月曜日の朝礼は、『仕事を円滑に進めるためのヒントにならないか』と硬軟取り

混ぜた話をしてきました。何を話せばいいか。苦勞もあります。が、これからも続けるつもりなんです」と語ってくれた。

ハウレンソウ (報告・連絡・相談) で着実に実行

今後の抱負については、「昨年は新組織の基盤構築の年で、本部から次々に届く指示・依頼事項や諸規程の改正に追い回されていたのが実態でした。二年目の今年は実行・実践していくための『攻めの年』であると考えています。具体的には、組織風土改革の元年として、紀陸理事長の掲げるハウレンソウ(報告・連絡・相談)を意識しながら、優先順位をつけ、一つひとつの項目を着実に実行していく考えです」とのことである。



記録問題を解決して スタートラインに立つ

副所長

岩崎広実知副所長は先ず、現在の状況について「保険庁時代から取り組んできた『お客様第一』の意識は、やはり、機構発足とともに加速され、一年が経って相当なれてきたという実感があります。それと、機構発足後に採用された職員が相当数いることから、業務のスキルも異なり、ぎくしゃくした面もありましたが、一定程度解消したと感じています」。

副所長は総勢七名の年金記録課の課長も兼務しているが、人手不足のため、社会保険労務士会に委嘱し、所内に二ブースの専門の記録相談窓口での対応を依頼するなどの工夫をして、ほぼ工程表とおりの進捗が図られているとのことだ。

さらに「これから四年かけて、与えられた情報の範囲内ですが、記録問題をほぼ解決しなければなりません。その時点でお客様からの信頼を得て、初めてスタートラインに立てるんです」と熱っぽく語ってくれた。

●厚生年金適用調査課長

佐野賢司厚生年金適用調査課長は、前職の自動車部品メーカーの海外拠点のマネジメント業務から、機構発足とともに同課長に就任した。

佐野課長は「当課の調査数実績は全国的にとても高いレベルにあります」と胸を張る。佐野課長の工夫と努力については「特定業務契約職員が窓口等、

単一の業務に従事していた以前の仕組みを変え、毎月のローテーションにより窓口業務、書類整理業務等の複数の業務に従事するものに改め、課内全体をレベルアップしました。また、職員は特定業務契約職員の電話や窓口での内容チェックに追われていたので、特定業務契約職員に電話メモを取らせ、過去の重複する質問への回答は朝礼等で回答を徹底しました。新規採用者には当面、電話メモへの添削をして教育しています。事務処理の進め方やマニュアルの解釈等が変わる度に回覧や朝礼で徹底しています。その結果、これまで以上に多くの職員が本業である調査のために外に出られる体制が整いました」とのことだ。

●厚生年金徴収課長

当事務所管内の景気状況はあまりよくはなく、昨年の倒産事業所数は一昨年に比べて減ったが、保険料滞納事業所数は減っていないという。

村井正樹厚生年金徴収課長は「行動計画に基づいて頑張っていますが、徴収の目標達成は厳しい状況にあります。年度末に向けて、今が正念場です」。

取組みの基本的姿勢としては、「法令順守は勿論のこと。社会保険の基本理念である、公平、公正ということを常に心がけ、課員にも徹底させています」とのことである。

●国民年金課長

宮下邦彦国民年金課長は「納

付率は厳しい状況にあります。しかし、機構発足から二年目に入りました。今年中に、なんとか『いい兆しが見えてきた』と実感できるように頑張りたいです」と力強く語ってくれた。

市町村との連携については、「きめ細かな連携が必要です。二月二日に、機構になって初めてのブロック本部主催の県下市町村の『市町村事務説明会』を実施したところです。これを決起に、今後も市町村との連携を密にして、研修会や打合せ会などを定期的に実施していきたいです」と語った。

●お客様相談室長

富沢博之お客様相談室長は「当事務所の相談の待ち時間は平均で三〇分以内ですが、機構の目標は、常時三〇分以内です。現状は目標からは程遠いです」と語る。取材した日は月曜日ということもあり、瞬間的に最長で待ち時間が九〇分になったという。富沢室長は「月曜日にお客様が多いことは、お客様のニーズなので、それに対応できる体制を構築しなければなりません」と厳しく語る。ハード面ではブース数を増やしたが、それでも、残念ながら目標達成は困難だという。ソフト面については「まず、相談人員の知識レベルを向上させることです。残念ながら勤務時間中に研修を行う余裕がありません。幸い資料は豊富ですので、実践をしながらOJT(実務上での教育訓練)によってレベル向上を目指しているところです」とのことだ。

年金相談実務者研修のカリキュラム

区分	研修内容	映像時間計
制度	1 年金制度の現状と課題	1 時間 8 分
制度	2 年金記録の管理と変遷 ・年金制度の体系と変遷 ・記録管理の変遷 ・年金記録問題 ・基礎年金番号導入 ・資格照会	56 分
制度	3 年金記録問題等 ・ねんきん特別便 ・ねんきん定期便 ・第3者委員会	37 分
制度	4 国民年金・厚生年金の適用、保険料 ・適用、保険料	44 分
制度	5 老齢年金 ・老齢年金の受給要件 ・年金額の計算 ・加給年金と振替加算 ・在職老齢年金 ・雇用保険との調整 ・裁定請求の添付書類	2 時間 49 分
制度	6 障害年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金 ・支給要件、額の改定 ・裁定請求手続きと添付書類	2 時間
制度	7 旧法による年金給付 ・老齢年金、通算老齢年金の受給要件 ・年金額の計算方法 ・請求手続き	32 分
制度	8 共済組合等 ・統合共済とその他共済 ・厚生年金基金と国民年金基金 ・関係法令	51 分
制度	9 その他給付等に関すること ・併給選択 ・社会保障協定、外国居住者の年金請求、外国人の脱退一時金 ・脱退手当金 ・沖縄特例と中国残留邦人の特例 ・年金と税 ・年金融資 ・関係法令	3 時間 25 分
	・離婚分割	
制度	10 年金受給者・被保険者の手続き ・各種届出と通知 ・未支給年金・債権管理業務 ・裁定訂正と時効特例 ・裁定請求書の受付・点検	1 時間 52 分
実務	11 来訪相談について ・来訪相談業務の流れ（相談のルール、手順、事後処理） ・本人確認	1 時間 15 分
実務	12 個人情報保護等について ・行政機関等が保有する個人情報の保護に関する法律、日本年金機構の個人情報保護規程の概要 ・社会保険オンラインシステムにおける個人情報保護の取扱い ・年金個人情報	29 分
実務	13 社会保険オンラインシステム ・社会保険オンラインシステムの概要 ・社会保険業務センターの業務スケジュール ・記録の見かた（被保険者記録・受給権者原簿等）	3 時間 38 分

WM研修と集合研修

区分	研修内容	映像時間計
WM研修	14 WMの操作及び年金相談実務訓練 ・WM基本操作 ・WMを使用したロールプレイ	14 時間
能力確認	15 WM能力確認 ・WMの操作等	14WM研修の中で実施
集合研修	16 年金相談に当たっての留意事項等 ・全国社会保険労務士会連合会・日本年金機構の方針 ・個人情報 ・データ漏洩等	7 時間
能力確認	17 能力確認 ・制度 ・実務	16 集合研修の中で実施

「年金マスター研修」はじまる

全国社労士会連合会と都道府県社労士会
ウィンドウマシンの研修と「相談実習」軸に

全国社会保険労務士会と都道府県社会保険労務士会は、年金の専門家でありながら、実務においてより高度な年金相談ができる社会保険労務士を育成するため、「年金マスター研修」を開始した。

これまでも年金事務所や市役所等での出張相談などで社会保険労務士が年金相談業務を担う機会は多かったが、現在全国五一カ所の「街角の年金相談センター」（詳細は年金広報Vol.616、617）を四七都道府県に展開し、サービスの拡充を目指す取り組みの一環として、全国社会保険労務士会連合会と都道府県社会保険労務士会は「年金

マスター研修」を開始した。ウィンドウマシン（以下WM）を操作しながら、年金の「対面相談」を行える社会保険労務士を養成する。

研修は、座学とWM操作研修からなる年金相談実務者研修と街角の年金相談センターまたは年金事務所などの窓口でWMを用いて実際に年金相談を行う「相談実習」で構成される。

「年金相談実務者研修」の修了者は、都道府県会の要請に応じて①「街角の年金相談センター」②年金事務所の窓口ブースおよび出張相談③社労士会を拠点とした巡回相談における一般年金相談に従事することが求められる。

ここでいう一般年金相談とはWMによる年金額試算などの業務で、ねんきん定期便・特別便、年金記録だけに特化した相談は含まれない。

年金相談実務者研修はeラーニングによる「自宅研修」、WMの基本動作を学び、ロールプレイと能力確認を行う「WM研修」と「集合研修」の三段階に分けて行われる。WM研修は二日間で一四時間行われ、うちWM基本動作が七時間、ロールプレイが五時間、WM能力確認が二時間である（別表「年金相談実務者研修のカリキュラム等参照」）。

「実務者研修」と「相談実習」修了者に「研修終了証」発行

年金相談実務者研修の修了者で、一般年金相談が可能な技術を習得した者が街角の年金相談センターまたは年金事務所などの窓口で実際に相談担当者として、WMを操作して年金相談に

従事することを「相談実習」とする。

相談実習の通算日数が三ヶ月間で延べ二四日以上「六ヶ月間で延べ三六日以上」「二ヶ月間で延べ四八日以上」の社労士会会員に対し、連合会会長名により、「年金相談実務者研修」と「相談実習」の両科目を終了したことを証明する「年金マスター研修終了証」を発行する。年金事務所などですでに一般年金相談の業務に従事している者については経過措置を講ずることにしている。

今後も、市区町村への出張相談などをはじめとする行政協力も継続して行いつつ、年金相談事業を通して市民の年金不安を払しょくし、年金への信頼を得られるよう、サービスの拡充に努めていく。

国民年金にゆとりをプラス。
自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からラク

- ◎基本は終身年金。だから、一生涯お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は――

フリーダイヤル

ローゴ ヨイクニ

0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに参加できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp

障害年金の改善について

加算額、加給年金額の改善

国民年金の障害基礎年金では、障害基礎年金を受けられるようになったときに、受給権者によって生計を維持されている一八歳まで（一八歳の誕生日後最初の三月三十一日が終わっていない場合を含む）の子または二〇歳未満で障害基礎年金に該当する程度（一級または二級）の障害がある子がいるときは、子の加算が行われる。なお、障害基礎年金を受けられるようになったときに胎児であった子が出生した場合は、その子が出生した月の翌月から加算される。

また、厚生年金保険の一級または二級の障害厚生年金では、障害厚生年金を受けられるようになったときに、受給権者によって生計を維持されている配偶者がいるときは、加給年金額が加算される（図の金額は、障害

● 1 級の障害基礎年金

障害基礎年金	986,100 円
子の加算額	1 人目・2 人目 各227,000 円、 3 人目以降 各75,600 円

● 2 級の障害基礎年金

障害基礎年金	788,900 円
子の加算額	1 人目・2 人目 各227,000 円、 3 人目以降 各75,600 円

基礎年金、障害厚生年金とも平成三年度の価格で年額）。

受給権発生後に有した子と配偶者についても加算

この加算額、加給年金額の対象者は、これまで、障害基礎年金、障害厚生年金の受給権発生当時に受給権者によって生計を維持されていた子（受給権発生時に胎児だった子を含む）または配偶者に限られていた。

これが、昨年四月に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二十七号）などの規定によって、本年四月から、これらの年金の受給権発生後に新たに生計を維持されることになった子または配偶者にも拡大されることになった。

施行日前の発生についても加算

また、これらの年金の受給権

者が、受給権発生以後四月一日の改正法の施行日前までの間に子または配偶者を有することになったときにも、本年四月以後、同じ額の加算額、加給年金額が加算されることになった。

これらの規定は、昭和六〇年改正前の旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金についても適用されることになっていて、本年四月以後に生計を維持されることになった子と配偶者に加算額と加給年金額が加算される。また、受給権発生以後、本年四月一日前までの間に子または配偶者を有することになったときにも、本年四月から、加算額、加給年金額が加算されることになった（加算額、加給年金額は新法の場合と同額）。

さらに、一級または二級の障害厚生年金の受給権発生以後、本年四月前までの間に受給権者が有することになった配偶者が、本年四月前に六五歳に達した場合にも、配偶者の老齢基礎年金に、本年四月以後、加算（振替加算）が行われることになっている。

また、これらの規定の変更に伴い、本年一月に国民年金法施行規則等の一部が改正され、新たに子または配偶者を有することになったときに障害基礎年金、障害厚生年金の受給権者が行う必要な手続き規定などが定められている。

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度

国民年金の保険料を滞納している、老後に支給される老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、年金を受けられないことがある。

また、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられないことがある。

そこで、所得が少ないなど、国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、本人の申請手続によって保険料の納付が免除されたり、猶予されたりする制度があるので、この制度を利用して保険料が未納とならないようにすることが肝心だ。

●若年者納付猶予制度

一般の保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか、配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができない。

そこで、同居している世帯主の所得にかかわらず、若者（二〇歳未満の人）本人の所得の状態のみで保険料の納付を全額猶予することとした。

具体的には、前年（一月から六月の保険料については前々年）の所得が、扶養親族等がない場合で五七万円（収入で一二万円）以下であれば、市区町村役場に申請して承認されれば、猶予されることになる。＊申請者に扶養親族等がいる場

合、右の金額は引き上げられる。

この場合の申請は毎年行うことになっていて、通常の保険料猶予承認期間は七月から翌年の六月までとされている。

ただし、予め申請しておく、毎年の申請義務が、原則免除されることになっている。

＊申請者に配偶者がいる場合、配偶者の所得も合わせて判断される。

＊この制度には、平成二七年六までの期限がついている。

●学生納付特例制度

二〇歳以上の学生については、学生本人の前年（一月から三月までの保険料については前々年）の所得が、扶養親族等がない場合で一一八万円（収入では一九五万円）以下であれば、市区町村役場に申請して承認されれば、全額免除されることになる。

この場合の申請も毎年行うことになっていて、通常の保険料免除承認期間は四月から翌年の三月までとされている。

＊学生に扶養親族等がいる場合、右の金額は引き上げられる。

＊学生には、大学院、短大、高校、高等専門学校、専修学校または各種学校その他に在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれる。

●保険料の追納

一般の保険料免除制度では、

老後の老齢基礎年金の年金額について、保険料を納付した期間の二に對し、免除期間は最低で二分の二の年金額が保障される。

これに對し、若年者納付猶予制度と学生納付特例制度で免除・猶予された期間は、基礎年金の資格期間に算入され、障害・遺族基礎年金では年金額が全額保障されるが、老齢基礎年金では「カラ期間」とされ、年金額に反映されない。

そこで、これらの制度で免除・猶予された期間を有する人は、将来、就職したときや、生活にゆとりができたときに、一〇年以内であれば保険料を「追納」できる制度を利用して、満額の老齢基礎年金に近づけることができる。

追納するときの保険料の額は、免除・猶予された当時の保険料に一定の加算を行った額とされ、毎年度、厚生労働省から告示される。ただし、免除された月の属する年度の翌々年度以内に追納するときには加算されないことになっている。

●その他

保険料の追納（後払い）は、保険料が高くなることはあっても、安く済むことはない。

そのため、経済的に余裕があるときには、保険料の免除または猶予を受けず、保険料を納付するほうが有利だ。この場合、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用すると、月々の

保険料の額が割引になることに留意されたい。

一方、若年者納付猶予制度を受けている若者が、親と同居しなくなったり、親の収入が減少した場合、改めて市区町村役場に一般の保険料免除制度の申請を行って承認されれば、老齢基礎年金の年金額に最低で二分の一の額が保障されることになる。その点についても留意が必要だ。

●申請日と承認期間

若年者納付猶予と学生納付特例の申請を行って承認される期間は次のようになっている。

若年者納付猶予

- ①申請日が平成二三年四月から平成二三年六月まで
平成二二年七月から平成二三年六月までの期間
- ②申請日が平成二三年七月の場合
平成二二年七月から平成二四年六月までの期間
- ③申請日が平成二三年八月から平成二四年七月までの場合
平成二三年七月から平成二四年六月までの期間

学生納付特例

- ①申請日が平成二三年四月の場合
平成二二年四月から平成二四年三月までの期間
- ②申請日が平成二三年五月から平成二四年四月までの場合
平成二三年四月から平成二四年三月までの期間

年金
よくある
国民
質問

Q. 国民年金では、何歳から、いくらくらい受け取れますか？

老齢基礎年金は、二五年の受給資格期間を満した人に対して、原則として六五歳から支給されます。

支給される額は、四〇年間（四八〇月）保険料を納付して、満額の七八八、九〇〇円、月額六五、七四二円です（年金額は平成三年度に予定されている額です）。保険料を納付した期間（月数）が少なければその分年金額は減額されます。

また、保険料の免除を受けた場合には、その免除の種類に応じて、免除を受けた期間は一月あたり二分の一月から八分の七月（平成二年三月までの期間では三分の二月から六分の五月）として計算されます。

繰上げ支給と繰下げ支給

また、老齢基礎年金には、次のような繰上げ支給と繰下げ支給と呼ばれている方法があります。繰上げ支給というのは、六五歳からではなく、六〇歳から六四歳まで年齢を繰り上げて受け取る方法をいいます。

この繰上げ支給を受ける場合には、年金額は繰り上げる月

数に応じて減額されます。減額の仕方は、一月あたり〇・五％の割合となっています。したがって、六〇歳から繰り上げて受けようとする、五年間つまり六〇月繰り上げることになるため、〇・五％×六〇月＝三〇％減額することになります。

他方、繰下げ支給というのは、六六歳から七〇歳まで年齢を繰り下げて受け取る方法をしています。

この繰下げ支給を受ける場合には、年金額は繰り下げる月数に応じて増額されます。増額の仕方は、一月あたり〇・七％の割合となっています。したがって、七〇歳から繰り下げて受けようとする、五年間つまり六〇月繰り上げることになるため、〇・七％×六〇月＝四二％増額されることとなります。六五歳から受け取る額を一〇〇％とした場合の減額率および増額率は次のとおりです。

繰下げ支給		繰上げ支給	
開始年齢	加算率	開始年齢	減額率
66 歳	8.4%	60 歳	30%
67 歳	16.8%	61 歳	24%
68 歳	25.2%	62 歳	18%
69 歳	33.6%	63 歳	12%
70 歳	42.0%	64 歳	6%

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならず、ま向けであるこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金
よくある
厚生
質問

Q. 老齢厚生年金は何歳から支給されますか。支給開始年齢について教えてください。

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間をもっている人が、老齢基礎年金を受けられるようになったとき（六五歳）から支給されます。つまり、老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金保険に一か月でも加入したことがあれば老齢厚生年金を受けられます。

しかし、六五歳前であっても、次の三つの条件を満たした人であれば、六〇歳から特別に老齢厚生年金が支給されることになっています。

①支給開始年齢に達していること（原則として六〇歳以上であること）、②一年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること、③老齢基礎年金の資格期間を満たしていること。これらの三つの条件を満たした人であれば、特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たしたことになります。

この特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、平成六年と平成一二年の二度の改正によって、段階的に引き上げられることになりました。

平成六年の改正による
支給開始年齢の引上げ

平成六年の改正による支給開始年齢の引上げでは、男子と女子の定額部分の支給開始年齢が六一歳から六四歳に引き上げられることになりました。

ただし、男女とも、障害等級が三級以上の障害者および厚生年金保険に四年以上加入している長期加入者の場合には、このような定額部分の支給開始年齢の引上げは行われず、従来どおり六〇歳から定額部分が支給されます。

生年月日	開始年齢
昭和 16 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 18 年 4 月 1 日以前	61 歳
昭和 20 年 4 月 1 日以前	62 歳
昭和 22 年 4 月 1 日以前	63 歳
昭和 24 年 4 月 1 日以前	64 歳
昭和 24 年 4 月 2 日以後	—

【男子の定額部分】

生年月日	開始年齢
昭和 21 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 23 年 4 月 1 日以前	61 歳
昭和 25 年 4 月 1 日以前	62 歳
昭和 27 年 4 月 1 日以前	63 歳
昭和 29 年 4 月 1 日以前	64 歳
昭和 29 年 4 月 2 日以後	—

【女子の定額部分】

また、坑内員・船員については定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が五六歳から六〇歳にまで引き上げられることになりました。

平成一二年改正による
支給開始年齢の引上げ

平成一二年の改正では、男子および女子の報酬比例部分の支給開始年齢が、六一歳から六四歳に引き上げられることになりました。

生年月日	開始年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 30 年 4 月 1 日以前	61 歳
昭和 32 年 4 月 1 日以前	62 歳
昭和 34 年 4 月 1 日以前	63 歳
昭和 36 年 4 月 1 日以前	64 歳
昭和 36 年 4 月 2 日以後	65 歳

【男子の報酬比例部分】

生年月日	開始年齢
昭和 33 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 35 年 4 月 1 日以前	61 歳
昭和 37 年 4 月 1 日以前	62 歳
昭和 39 年 4 月 1 日以前	63 歳
昭和 41 年 4 月 1 日以前	64 歳
昭和 41 年 4 月 2 日以後	65 歳

【女子の報酬比例部分】

六〇歳から定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金が支給されていた坑内員・船員の障害者および長期加入者の支給開始年齢も、右の表のように六一歳から六四歳にまで引き上げられることになりました。また、従来は六〇歳以下で定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金が支給されていた坑内員・船員の支給開始年齢も、六一歳から六四歳にまで引き上げられることになりました。

いつ起きるかわからない、
いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて――

地域住民のための防災対策
パンフレット&リーフレット



地震に備えるポイントが1冊でわかるパンフレット

あつ地震! その時あなたは大丈夫?

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）

監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める一工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい
応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）

監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域法人
支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み(スミ1色)をご希望の場合は、21,000円(税込)で申し受けます。

ご注文・お問い合わせは――

年友企画(株)

〒101-0047 東京都千代田区神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>



●三種類の国民年金の種別

日本に住む二〇歳以上六〇歳未満の方は、国民年金に加入して、基礎年金を受けることとなります。ただし、国民年金の加入者の種別は図のように三種類に分かれていて、保険料を納める方法などが異なっています。

自営業者等の第一号被保険者には、学生やフリーターなど含まれます。第二号被保険者は厚生年金等に加入しているサラリーマン等です。また、第二号

厚生年金等※		
国民年金（基礎年金）		
自営業者等 第1号被保険者	サラリーマン等 第2号被保険者	サラリーマンの被扶養配偶者 第3号被保険者

※公務員等は厚生年金ではなく、共済組合に加入します。

二種類の国民年金の種別と年金の手続き

被保険者の被扶養配偶者は第三号被保険者とされます。

なお、第二号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられることになっています。

●国民年金の保険料は

第一号被保険者の方は、月額一万五、〇二〇円(平成三年度)

の保険料を自身で納めることとなります。なお、経済的に納めることが困難な方には、保険料が免除されたり、猶予される制度が設けられています。

一方、第二号被保険者と第三号被保険者の保険料は、第二号被保険者が加入している厚生年金等からまとめて納めることにな

なっているため、個人で納める必要はありません。

●年金の手続きは

第二号被保険者と第三号被保険者の年金の手続きは、勤め先の事業主などが行うので、個人で行う必要はありません。

これに対して、第一号被保険者の年金の手続きは、自身で行うことになっていて、手続き先は市区町村の国民年金の窓口となっています。

なお、第二号被保険者が六〇歳未満で退職すると、市区町村の窓口で第一号被保険者になるための手続きを行うことになっています。

●第三号被保険者はご注意ください

第三号被保険者が六〇歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の一三〇万円以上への増加、③離婚などの理由で被扶養配偶者でなくなる場合、第一号被保険者になります。必ず市区町村の窓口で手続きをしてください。

【ご案内】この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。

なお、この記事は当協会のHPからPDF、テキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

視点観

コラム

ガラスマの孤独

人の腕から追放し、今はデジカメにも挑戦している。

最近ではお財布ケータイ機能も付加されており、コンビニで携帯をかざすだけで買い物ができる。

さて、そのスマートフォン、何がスマートなのか。賢いという意味でのスマートなのだが、ここでは通話という電話の基本機能以外に様々な付加機能がついた携帯を意味している。とすれば進化の結果機能てんこ盛りとなった日本の携帯こそスマートフォンそのものではないかとも思える。

まさにその通りなのだが、残念ながら日本の携帯は世に言うスマートフォンの仲間には入れてもらっていない。世

界の先陣を切って進化した日本のそれは世界の趨勢と違った所へ行ってしまったようで、気がつけば周りを見渡してもどこにも仲間はいない孤高の存在になってしまっている。

それが孤島で生物が他の大陸とは独自の進化を遂げたことで有名なガラパゴス諸島を想起させることから、日本の携帯はガラケー(ガラパゴス携帯)と呼ばれている所以だ。

今、そこから脱却しようとして日本の携帯メーカーは世界標準のスマートフォンの分野に進出し始めたのだが、依然として国内ではお財布ケータイとかの独自の機能が求められていることから、すっかりした世界標準とは離れてい

る。またもやガラパゴスの名を冠され、冒頭のガラスマと半ば揶揄されるような道を歩み始めているような感もある。もちろん日本だけで勝負するならば問題ないが、グローバル化しているマーケットの中で我が国の占める割合は残念ながら少子化などにより縮小していくことが決定的だ。

日本の消費者の要求水準は世界でも最も厳しく多様だとも言われているが、そこに合わせているとガラパゴス化した商品となり世界の勝負に取り残されてしまう恐れが大きい。

長らく保っていたGNP世界第二位の座を中国に奪われるという。残念ながら、我々消費者もあまり賢明なこととは言わず世界の中で慎ましくかに生きていくことが必要な時代になりつつあるのかも知れない。

日本国民年金協会の図書

国民年金の話



国民年金制度をやさしく正しく理解できる小冊子です。市区町村の住民の皆様への配布資料として、各種講習会の教材としてご利用ください。
A5判 56ページ
定価：210円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金法の解説



昭和55年の創刊以来、国民年金制度の改正とともに歩む、信頼の法律専門書。読みやすく、分かりやすく国民年金法を解説しました。
A5判 278ページ
定価：2,100円(消費税込・送料別途)

平成22年度改訂新版

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。
A5判 112ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

新刊22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。
A5判 128ページ
定価：525円(消費税込・送料別途)

最新刊22年11月刊行

ご注文はファクシミリで
※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会